

診療報酬加算に関する院内掲示について

【夜間早朝等加算について】

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等**加算 5 0 点**を 診察料に加算させていただきます。

土曜日： 1 2 時以降

【明細書発行体制等加算について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療 報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

【医療情報取得加算について】

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。
令和 6 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

【初診時】

- ・医療情報取得加算：**1 点**

【再診時】（3 か月に 1 回に限り算定）

- ・医療情報取得加算：**1 点**

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
一般名処方について、ご不明な点などがありましたら医師までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは・・・

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

医療法人 西耳鼻咽喉科医院

理事長 西 憲一郎